

4 本書に対する意見書の提出について

茅ヶ崎市環境基本条例では、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市長は、毎年市の環境の現状と環境の保全および創造のために講じた施策等について報告書を作成し、公表することとしています。

公表された報告書について、市民等(市民、事業者またはこれらの方々が組織する民間の団体をいいます。)は、市長に意見書を提出することができます。提出された意見書は、報告書と併せて環境審議会に提出され、環境審議会から指摘があった場合は、市長はその趣旨を尊重して必要な措置を講ずるよう努めます。また、その内容を9月発行予定の「環境基本計画年次報告書」において公表します。

この報告書は、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に位置づけられた目標と重点施策に関して、平成23年度(2011年度)における進捗評価を取りまとめたものです。健全で恵み豊かな環境を実現し、これを将来世代に引き継ぐため、皆様のご意見をお寄せください。

【進捗状況報告書の閲覧・貸し出しを行う公共施設】

- 1 市役所 (市政情報コーナー・環境政策課)
- 2 小出支所
- 3 市民活動サポートセンター
- 4 市民窓口センター (茅ヶ崎駅前・小和田・香川・萩園・南湖)
- 5 図書館 (図書館・香川分館)
- 6 公民館 (小和田・鶴嶺・松林・南湖・香川)
- 7 青少年会館
- 8 海岸青少年会館
- 9 総合体育館
- 10 勤労市民会館
- 11 女性センター
- 12 市立病院
- 13 地域集会施設

【意見書の提出方法】

49ページの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成24年版)についての意見書」の様式にて、ご意見をお寄せください。

この意見書様式は、上記公共施設閲覧場所においても配布しています。

また、環境部環境政策課ホームページからもダウンロード可能です。

(ホームページアドレス <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/torikumi/027011.html>)

- | | |
|--------|--|
| 1 提出期限 | 平成24年6月29日(金)(消印有効) |
| 2 提出方法 | ① 年次報告書の閲覧公共施設(市政情報コーナー、地域集会施設を除く)の窓口を持参 |
| | ② 郵送 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市環境部環境政策課 宛 |
| | ③ ファクス 0467(57)8388 環境政策課 宛 |
| | ④ メール kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp |

なお、進捗状況報告書は、ホームページでもご覧になれます。

(ホームページアドレス <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/torikumi/027011.html>)

問い合わせ先: 環境部 環境政策課
電話: 0467(82)1111内線3521、3522

皆様のご意見をお寄せください

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成24年版)についての意見書

年 月 日

(あて先)茅ヶ崎市長

住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所または
事業所の所在地、名称および代表者の氏名〕

茅ヶ崎市環境基本条例第21条の規定により、次のとおり意見を提出します。

意 見 の 内 容	◇どの施策に関するご意見か、目標番号(1～19)、施策番号(1～37)、ページ番号等をご記入ください。		
※ 収受年月日			※ 受付番号

※印の欄には、茅ヶ崎市環境政策課で記入いたします。